

令和2年4月9日

(お知らせ)

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

新型コロナウイルス感染予防に伴う利用料金の還付について

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本市所管施設を利用しない旨の申出があった場合の対応について」(令和2年4月8日付 京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部お知らせ)に基づき、既に施設の利用料金が納入されている場合で、新型コロナウイルス感染拡大のため施設を利用しない旨の申出があったときは、これらを全額還付します。また、未納の場合は、これらの納入を求めません。

記

1. 対象施設

京都コンサートホール
京都市東部文化会館
京都市呉竹文化センター
京都市西文化会館ウエスティ
京都市北文化会館
京都市右京ふれあい文化会館
ロームシアター京都

2. 対象となる利用について

次の(1)(2)を両方満たす場合を対象とします。

- (1) 令和2年2月20日(木)から令和2年9月30日(水)までの施設利用分
- (2) 令和2年4月10日(金)時点で利用申請がされている

なお、令和2年4月11日以降の新たな利用申請については、全額還付の対象となりません。

3. その他

還付の手続きにつきましては、各施設にご連絡いただくか、窓口にお越しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上